

申請者の皆様へ

実務経験による監理技術者の資格要件の変更について

改正建設業法が施行されるのに伴い、一般建設業の技術者(主任技術者)の要件が緩和されております。

これに伴い、実務経験による監理技術者の資格要件も下表のとおり変更となりますので、お知らせいたします。

- 平成28年4月1日より「専修学校の専門課程を卒業」された方の学歴が認められるようになりました。

新たに認められた学歴		必要な実務経験年数
①	指定学科(手引きP.21)に該当する学科で、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業し、専門課程の修了者に対する「 <u>専門士</u> 」「 <u>高度専門士</u> 」の称号をお持ちの方	卒業後 <u>3年以上</u>
②	指定学科(手引きP.21)に該当する学科で、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業された方	卒業後 <u>5年以上</u>

※実務経験年数の中には、2年以上の指導監督的実務経験が含まれている必要があります。

※申請時には卒業証明書(コピーは不可)を添付いただきます。また、①の方は、卒業学校が発行する「専門士」「高度専門士」の称号を証明する書類が必要です。

- 平成27年4月1日より「大工工事業」の資格要件として、新たに「型枠施工」の技能検定が追加されております。

建設業の種類	関係法令	資格	合格証明書等
大工工事業	建設業法	二級建築施工管理技士(「 <u>躯体</u> 」又は「 <u>仕上げ</u> 」)	技術検定合格証明書
	建築士法	二級建築士	建築士登録免許証
		木造建築士	〃
	職業能力	一級建築大工・ <u>型枠施工</u>	技能検定合格証書
	開発促進法	二級建築大工・ <u>型枠施工</u>	〃

本件に関するお問合せ先
 (一財)建設業技術者センター管理部
 電話:03-3514-4711